

選挙運動用自動車運転手使用証明書

年 月 日

候補者氏名

令和5年4月23日執行の箕輪町議会議員一般選挙において、下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運転手	住所		
	氏名		
運転年月日	報酬の額	備考	
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が箕輪町に支払を請求するときは、請求書にこの証明書を添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、箕輪町に支払を請求することはできません。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者が指定した運転手以外の運転手は、箕輪町に支払を請求することはできません。
- 7 無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。
- 8 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1日につき12,500円までです。